

身体障害者福祉法第15条に基づく医師 の指定に係る地方社会福祉審議会への 意見聴取の義務付けの廃止

令和5年6月19日

愛知県豊田市

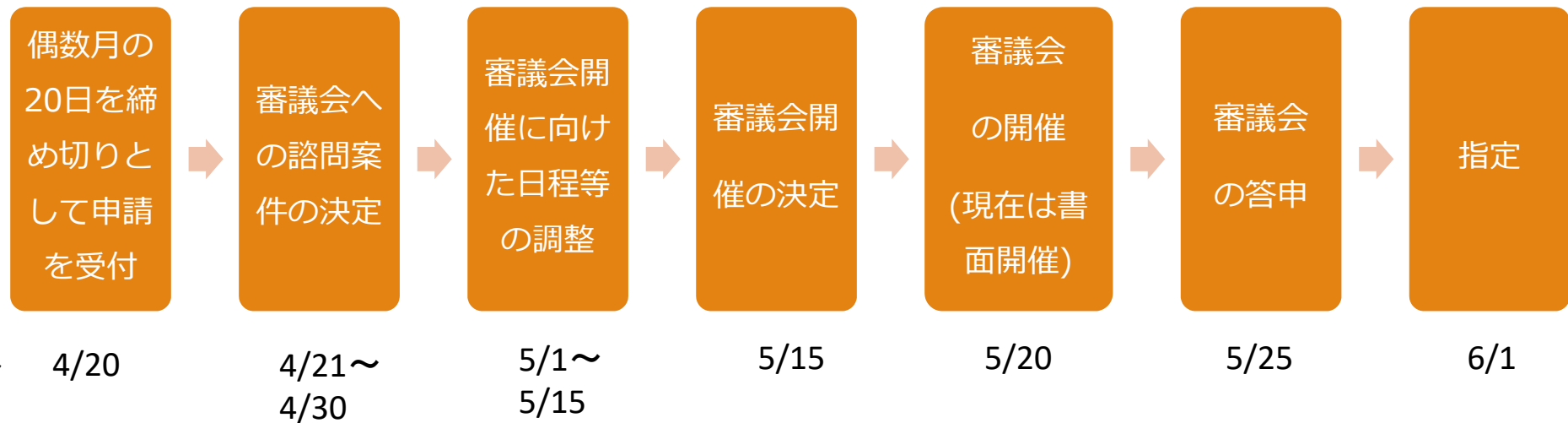
1. 現行制度

【身体障害者福祉法第15条第2項】

前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2. 現行の事務手順（豊田市の場合）

92



※審議会開催のための事務負担が大きく、2か月に一度の開催としているため、申請から指定まで最短1か月と10日、最長3か月と10日を要する。

3. 支障について①

<行政側>

日程調整等、審議会開催の事務負担が大きい。

→その結果、申請から指定まで最長3か月以上の時間がかかっている。

3. 支障について②

<市民側>

94 医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、審議会への意見聴取に時間を要し、医師を速やかに指定することができないため、診断書を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまう。

→身体障がい者が最長3か月以上といった長期間、手帳の交付を受けられない状態が生じている。また、他の医療機関で診断書を作成することになる場合もあり、その際には初診料や紹介状作成料等の金銭的負担が市民に発生する。

4. 提案内容

地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けを廃止する。

5. 提案の背景①

【本市における医師の指定の申請・却下件数】

令和2年度：申請30件 却下0件

令和3年度：申請12件 却下0件

令和4年度：申請23件 却下0件

※平成27年度～令和元年度においても却下は0件

→審議会において申請が却下されることがほとんどない。

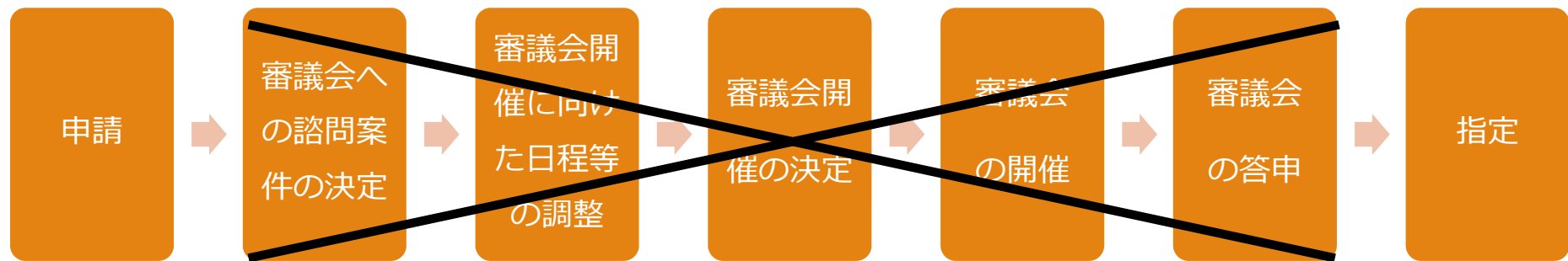
5. 提案の背景②

【近隣自治体へのヒアリングによる申請を却下した理由】

指定を希望する障がい区分に係る診療経験年数が基準に満たない場合等。

→審議会においては、医師免許証や履歴書等から、障がいに関する診療科での経験年数等の要件の審査を行っており、地域で医師も限られている中で、定型的に要件の確認をして指定しているだけになっている。

6. 期待される効果



→医師の指定事務の大幅な効率化が図られ、速やかに指定手続を進められるようになる。

→円滑かつ迅速な身体障害者手帳の交付につながる。

業務管理体制の整備に関する 届出事項の変更手続の 見直しについて

令和5年6月27日
奈良市福祉部障がい福祉課

- 指定障害福祉サービス事業者等は、
「事業者指定に関する事項」及び「業務管理体制の整備に関する事項」について、内容に変更があった場合には、指定権者及び業務管理権者にその旨を届け出なければならないことになっている。

	事業者指定の手続	業務管理体制の整備に関する手続
申請・届出先	事業者・施設等の指定権者 ・ 指定都市の長 ・ 中核市の長 ・ 都道府県知事	業務管理体制の監督権者 ・ 指定都市の長 ・ 中核市の長 ・ 主務大臣 ・ 都道府県知事
主な申請・届出事項	<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <h2 style="margin: 0;">両手続に共通する事項</h2> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人に関する事項 → 名称、所在地、代表者の氏名、生年月日、住所等 ● 事業所に関する事項 → 名称、所在地 </div>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書又は条例等 ・ 事業所の平面図及び設備 ・ 事業所の管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者等の氏名、生年月日、住所 ・ 運営規程 ・ 主たる対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令順守責任者の氏名及び生年月日 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要

「事業者指定に関する事項の変更の届出」及び「業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出」について、双方の届出内容が重複する場合には、業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を省略可能とすることを求める。

●令和3、4年度に対応した各種変更届出の件数

	指定に係る変更届	業務管理体制整備に係る変更届	左記のうち変更内容が重複していた届出
令和3年度	386件	50件	40件
令和4年度	524件	57件	33件

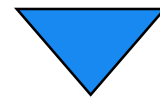
業務管理体制整備に係る届出の約**70%**が重複

- 通常の処理であれば、各届出1件につき1時間以内で終了するが、不備等の補正連絡対応が発生した際には、処理に2～3日を要する。なお、指定事業所数は増加傾向にあり、これらの届出件数は今後も増加していく見込み。

- **事業者からの届出漏れがあった際の督促、記載誤りによる訂正指導、一方に修正が見つかった際の手戻り等、自治体及び指定事業者双方に負担が生じている。**

104

届出内容が重複する場合には、業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を省略可能とする。



自治体及び指定事業者の事務負担を軽減することで、それぞれが障害福祉に関する責務の遂行に専念することができる。